

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7月 1日
【会社名】	日本精線株式会社
【英訳名】	Nippon Seisen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 龍夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区高麗橋四丁目 1番 1号
【電話番号】	大阪 6 2 2 2局 5 4 3 1番(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員総務部長 児玉 勝
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区高麗橋四丁目 1番 1号
【電話番号】	大阪 6 2 2 2局 5 4 3 1番(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員総務部長 児玉 勝
【縦覧に供する場所】	日本精線株式会社東京支店 (東京都中央区京橋一丁目 1番 5号 セントラルビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号) (注)東京支店は法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧 に供している。

1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第83期（平成25年3月期）定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、近藤龍夫、衣川公尊、岸木雅彦、多賀正宏、児玉 勝、菊田真佐人、立花一人の7氏を選任する。

なお、立花一人氏は社外取締役として選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、古池俊典、野中章男の両氏を選任する。

なお、古池俊典、野中章男の両氏は社外監査役として選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役の補欠として、浅井広己氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役上田啓介氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈すること

とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役橋之口真氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈すること

とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任する。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち社外取締役1名を除く6名に対し、総額23,000千円の役員賞与を支給することと

し、各取締役に対する金額は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	23,492個	775個	6個	94.97%	可決
第2号議案					
近藤 龍夫	22,504個	1,763個	6個	90.97%	可決
衣川 公尊	23,454個	813個	6個	94.81%	可決
岸木 雅彦	23,667個	600個	6個	95.67%	可決
多賀 正宏	23,674個	593個	6個	95.70%	可決
児玉 勝	23,454個	813個	6個	94.81%	可決
菊田 真佐人	23,674個	593個	6個	95.70%	可決
立花 一人	21,885個	2,382個	6個	88.47%	可決
第3号議案					
古池 俊典	21,175個	3,092個	6個	85.60%	可決
野中 章男	22,848個	1,419個	6個	92.36%	可決
第4号議案	21,175個	3,092個	6個	85.60%	可決
第5号議案	23,475個	792個	6個	94.90%	可決
第6号議案	21,355個	2,912個	6個	86.33%	可決
第7号議案	24,171個	96個	6個	97.71%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。